

国不籍第2号
令和2年7月1日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（令和2年6月改正分）の
施行に当たっての留意事項について

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第62号）が6月30日に公布、施行されました。この省令は、国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）に盛り込まれた地籍調査の円滑化・迅速化を図るための措置のうち、省令で規定すべき事項について定めるものです。つきましては、下記について、貴管下市町村にも周知方よろしく申し上げます。

なお、特に断りのない限り、本通知中の条文番号は、今般の省令改正後の地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）の条文番号です。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言であることを申し添えます。

記

1 登記官に対する協力の求め（第7条の2関係）

地籍調査の実施に当たっては法務省との連携が重要であり、これまでも「地籍調査の実施における法務局との協力について」（平成16年6月30日付け国土国第107号国土交通省土地・水資源局長通知）などの関係通知により、法務局、特に管轄登記所の登記官の協力を得てきたところである。今般の不動産登記法（平成16年法律第123号）の改正により、地方公共団体が筆界特定の申請をできるようになるなど、法務局とのより一層の連携を図ることが重要であることに鑑み、第7条の2において、管轄登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができるとしたものである。

地籍調査において正確な地籍図を作成し、登記所へ送付するには、登記所地図（不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面）との関係の整理が重要であり、助言を求める主たる観点としては、登記所地図、筆界特定手続記録等との整合を確保することを規定している。なお、「その他の登記所に備え付けられている資料」とは、登記簿の附属書類をいうものである。

もともと、これまで本規定がなくとも助言その他の必要な協力を求めることはできたのであるが、今回の改正では、これを準則において明確化したものであり、助言を求める具体的な場面については、別途通知により明らかにする予定であるから、当該通知を参考とされたい。

2 現地調査等の通知（第20条関係）

（1）図面等調査の通知（第2項及び第3項）

改正前の準則第20条では、「現地について行う一筆地調査」を「現地調査」と定義し、所有者等に調査に立ち会うべき旨の通知を行うこととしていた。

しかしながら、所有者等が遠隔地に居住している場合や立ち会うことができない事情がある場合、山林など土地の勾配が急で現地での立会いが困難な場合などにおいては、調査の円滑化・迅速化の観点から、現地に関する図面、写真その他資料を送付する方法による調査や集会所での調査を実施することが効率的である。

このため、第2項では、現地調査の通知を受けた所有者等から、現地以外の場所で、図面等を用いた調査を実施することを希望する旨の申出があった場合には、調査を効率的に実施するために必要であれば、図面等調査を実施する旨等を通知するものとした。なお、所有者等からの申出があった場合に必ず図面等調査を行うのでは、かえって効率的でない場合も想定されるため、条文上、「地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるときは」と規定している。

また、第3項では、土地の勾配が急であることその他の事情により、現地調査を実施することが適当でないと認める場合は、第1項の現地調査の通知に代えて、図面等調査を実施する旨等を通知するものとした。「その他の事情」とは、必ずしも勾配は急ではないが現地が著しく遠い場合などが考えられる。

なお、地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）第10条の2第4項において、あらかじめ筆界案を作成できる場合に、現地調査の通知とあわせて筆界案を送付する方法も規定しているので、参考とされたい。

（2）探索範囲の合理化（運用基準第10条の2第3項）

「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第2版）」（平成30年11月国土交通省総合政策局総務課）等を踏まえ、所有者等の探索範囲を合理化するものとして、運用基準第10条の2第3項において、「準則第20条第1項又は第3項の通知が到達しなかった場合等における所有者等の探索に当たっては、閉鎖登記簿

又は旧土地台帳の調査、住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の謄本の取得による調査、固定資産課税台帳等による調査、親族その他の関係者への照会により行うものとし、これらの調査を行ってもなお所有者等に関する新たな情報が得られなかったときは、近隣住民又は地元精通者等への聞き取り、住民票記載の最終住所地への現地訪問等の調査を行うことは要しない。」旨を規定しているので、留意されたい。

3 標札の設置の削除等（第21条関係）

改正前の準則第21条第1項では、毎筆の土地について、所有者の氏名等を記載した標札及び筆界標示杭を設置することにしてきたが、標札の設置はプライバシー保護の観点等から今日的に適当でないため、標札の設置に関する規定は削除することとし、筆界標示杭については、図面等調査を行う場合にあっては設置を要しないこともあることから、必要があると認める場合に設置する規定に改めることとしたものである。

また、第3項に規定していた筆界基準杭については、今日行われている数値法による地籍測量では特段の必要性はないため、設置に関する規定を廃止することとしたものである。

4 図面等調査の実施（第23条の2関係）

第23条の現地調査の実施の規定に対応し、図面等調査の実施の規定を置くこととしたものである。具体的には、以下の3つの方法を規定している。

①図面等を所有者等に送付する方法（第1項第1号）

典型的には、第20条第2項により土地の所有者等から図面等調査の実施を希望する旨の申出があった場合に適用することが想定される。図面等を送付する場所については準則上特に明示していないが、所有者等から特段の申出がない限り、現地調査の通知をした所有者等の住所に送付することが想定される。

②集会所その他の施設において図面等を所有者等に示す方法（第1項第2号）

典型的には、第20条第3項によりリモートセンシングデータ活用手法により調査を実施する場合に適用することが想定される。「その他の施設」としては、例示している集会所のほか、公民館、学校、役場などが考えられるが、図面等を用いて筆界案の確認を行うための機器等を設置することが容易であり、かつ、対象となる土地の所有者等にとって利便の良い場所とすることが望ましい。

③その他国土交通大臣が定める方法（第1項第3号）

現在のところ、図面等調査について第1号及び第2号以外の方法は想定していないが、今後、情報通信技術の発達等により、新たな手法が確立した場合は、告示により別途方法を定めることとしている。

5 筆界の調査（第30条及び第30条の2関係）

（1）筆界に関する情報の明確化（第30条第1項）

筆界の調査について、これまでは「慣習、筆界に関する文書を参考に」としか規定していなかったため、「筆界に関する情報」を具体的に例示し、これらを総合的に考慮して調査すべき旨を明確化したものである。具体的には、①登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、②地形及び地物の状況、③慣習を例示している。①の登記簿の附属書類、筆界特定手続記録については、国土調査法（昭和26年法律第180号）第32条の3の規定（本年6月15日施行）により、地籍調査を実施する者は、利害関係を有していなくても閲覧ができることとなったものである。また、「その他の資料」としては、登記所以外の関係行政機関や土地の所有者等が保有している資料等が含まれるものである（運用基準第15条の2第1項）。「その他の筆界に関する情報」としては、地目、土地の面積及び形状並びに工作物、囲障、境界標その他の地物の設置の経緯等が含まれるものである（同第2項）。

（2）図面等調査における筆界案の送付（第30条第2項）

改正前の第2項は、所有者等の立会いが得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができる旨を規定していた。

今回の改正では、現地での立会いを求めない調査の類型を「図面等調査」として位置付けたことに伴い、これまでの規定を改め、図面等調査を行う場合には、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示した筆界案を作成し、これを用いて確認を求めるものとする旨を第2項に規定したものである。なお、筆界案の送付に必要な事項は、運用基準第15条の2第4項に規定している。

（3）所有者等が不明の場合の調査方法（第30条第3項及び第4項）

所有者等の一部が所在不明の場合、改正前の第30条第3項が適用できる場面であれば、「筆界未定」とせざるを得なかった。このため、新第3項として、土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者（所在不明所有者等）がある場合で、かつ、所在が明らかな他の所有者等による確認を得て筆界案を作成した場合には、筆界案を作成した旨の公告を行い、当該所在不明所有者等から意見の申出がないことをもって、当該所在不明所有者等による確認を得ずに調査をすることができるものとする。筆界案の公告は、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により行うものとしており（国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条などと同様）、市町村の公報、掲示板への掲示、ホームページへの掲載などが考えられる。また、公告の期間を20日間とした趣旨は、法第17条の閲覧期間を参考とし

たものである。

また、改正前の第30条第3項については、所有者等の一部が所在不明の場合の
手続を新第3項として設けたこととの関係で、「土地の所有者その他の利害関係人
及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合」とし、所有者等の全
員が所在不明であることが明確であるように規定したものである。また、所在が不
明な所有者がいるという点では新第3項と同様であるから、法務局等の関係機関と
の協議を経て作成した筆界案についても、筆界案を作成した旨の公告の手続を行う
ものとするものとしたものである。

この改正準則の施行前に、既に改正前の準則第30条第3項に基づき所有者等の
確認を得ずに一筆地調査が行われた筆界については、改正準則の施行後において改
めて、改正後の準則第30条第4項に基づき、調査を行う必要はないので、留意さ
れたい（改正条文は改正前の行為に遡及して適用されないとの一般ルールに基づく
ものである。）。この場合、施行前に調査が行われたかどうかの判断は、調査対象地
区毎ではなく、個別の筆界毎に判断することとし、調査後の測量工程まで終了して
いる必要はない。

（4）筆界確定訴訟の確定判決等がある場合の調査（第30条の2）

筆界の調査に関しては、対象地域の土地の筆界に関する情報として様々な資料を
参照するが、中でも、当該土地に係る筆界確定訴訟の確定判決や、慎重かつ公平な
手続に基づいて正確に筆界を特定している筆界特定の結果などの資料が含まれて
いる場合における例外の取扱いを明確化したものである。すなわち、第30条の2
各項に該当する場合については、第30条に基づく調査、すなわち、所有者等の確
認を得ることや、所有者等の所在が不明な場合における公告や関係行政機関の協議
等の手続を経ることを要しない。

この点、第1項ただし書では、筆界確定訴訟の判決において、例えば「（筆界は）
ブロック塀の中心」などと判示されているが、調査時点では当該ブロック塀が存在
していないなど、筆界の現地における位置が特定できない場合も存在しうることか
ら、このような場合は、改めて筆界の調査を行う必要がある旨を規定している。

また、第2項ただし書では、資料の不足等により筆界の特定が難しい場合は「位
置の範囲」で筆界を特定することもある（不動産登記法第123条第2号）ところ、
このような場合は、改めて筆界の調査を行う必要がある旨を規定している。

なお、本条の適切な運用に当たっては、これらの資料の効率的な把握の観点も含
め、管轄登記所と十分に連携することが望ましい。

6 その他

（1）調査図素図の作成（第16条関係）

改正前の準則では、調査図素図の作成方法について、登記所地図を「透明紙に透
き写したものの又は写真複写したもの」と規定していたが、実態を踏まえ、電磁的方

法による複製等が可能となるよう、紙媒体を前提とした規定を修正することとしたものである。

(2) 記名押印について（第31条等関係）

改正前の準則では、所有者の同意を得る必要がある場合において、地籍調査票に「署名押印させる」こととしているが、例えば、1人の所有者が複数筆の土地を所有している場合は、複数の地籍調査票全てに自署させた上で押印させねばならず、所有者にとって負担になるとの意見があった。このため、これらの規定を「署名又は記名押印を求める」に改めることで、所有者の負担を軽減し、もって地籍調査の円滑化・迅速化に資することとしたものである。

(3) 経過措置について（附則関係）

これまでの過去の準則改正の例にならい、附則第2項では、この改正省令による施行前の準則に基づき作成され、届出のあった作業規程については、改正後の準則に基づき作成され、届出のあったものとみなす旨を規定している。これにより、地籍調査の実施主体は、特段の手続きなく、改正後の準則に基づく調査を行うことができることとなるものである。

7 今後の予定

今般の準則改正は、意見公募手続（本年5月14日から6月12日にかけて実施）の概要に掲載していた改正事項の案のうち、新型コロナウイルス感染症の影響など諸般の事情を踏まえ、筆界案の公告による調査その他の一筆地調査関係の規定等に関し、先行して改正することとしたものであり、その余の改正項目（街区境界調査の作業規程、地籍測量におけるリモートセンシングデータ活用手法の追加等）については、本年9月29日に予定されている国土調査法の一部施行にあわせて、別途準則改正を行うこととしており、改めて実施する予定の意見公募手続等を含む今後のスケジュールは、追って示すこととしたい。

以上

地籍調査作業規程準則運用基準

平成14年 3月14日国土国第590号
国土交通省土地・水資源局長通知

改正 平成15年 4月 1日国土国第499号
平成17年 3月 7日国土国第423号
平成20年 9月 2日国土国第172号
平成22年11月29日国土国第219号
平成26年 3月24日国土籍第333号
平成27年 3月24日国土籍第252号
平成28年 4月12日国土籍第 10号
平成29年 2月20日国土籍第324号
令和 2年 6月30日国土籍第216号

第1章 総則

(目的) ——準則第1条

第1条 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)の運用については、この運用基準に定めるところによる。

(管理及び検査) ——準則第5条

第2条 地籍調査の管理及び検査は、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)に基づいて行うものとする。

(省令に定めのない方法) ——準則第8条

第3条 準則第8条の規定に基づき省令に定めのない方法により地籍調査を実施する場合の承認申請は、別記様式によるものとする。

2 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、前項の承認申請に関する資料として当該マニュアルを使用することができるものとする。

第2章 計画

(調査地域の決定) ——準則第10条

第4条 調査地域の決定に当たっては、「換地を伴う土地改良事業及び土地区画整理事業と地籍調査との調整等について」(昭和56年5月26日付け56国土国第198号国土庁土地局長通達)に基づき、土地改良事業等の工事施工区域との調整を図るものとする。

2 単位区域の設定に当たっては、必要に応じて、「地番区域としての字又は大字の区域の調整について」（昭和29年10月26日付け審計士第158号経済審議庁計画部長通達）に基づく調整を行うものとする。

（精度及び縮尺の区分）——準則第11条

第5条 精度の区分は、原則として次によるものとする。

大都市の市街地区域 甲一

中都市の市街地区域 甲二

右記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域 甲三

農用地及びその周辺の区域 乙一

山林及び原野（次に掲げる区域を除く。）並びにその周辺の区域 乙二

山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域 乙三

2 縮尺の区分は、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）

第2条第1項第9号に規定する縮尺の範囲内において、調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値に従い原則として次によるものとする。

250平方メートル未満の場合 250分の1

250平方メートル以上千平方メートル未満の場合 500分の1

千平方メートル以上4千平方メートル未満の場合 1千分の1

4千平方メートル以上2万5千平方メートル未満の場合 2千5百分の1

2万5千平方メートル以上の場合 5千分の1

（作業計画）——準則第12条

第6条 航測法による地籍測量の作業計画の作成に当たっては、調査地域の気象条件、植生条件等を十分勘案して、最適な時期に空中写真撮影を行えるように考慮するものとする。

2 一筆地調査及び地籍測量の作業計画の作成に当たっては、会計年度内における作業期間を十分勘案して、一筆地調査と地籍測量との実施時期の整合を図るものとする。

第3章 一筆地調査

第1節 準備作業

（単位区域の概略の調査）——準則第14条

第6条の2 単位区域の概略の調査は、原則として、現地において行うものとする。ただし、土地の現況その他の事情により現地において調査を行うことが相当でないと認められ、かつ、その他の方法によって当該単位区域の概略の調査が行うことができるときは、この限りではない。

（関係機関との協力）——準則第15条

第7条 地籍調査の実施に当たっては、「地籍調査事業の推進について」（昭和54年2月7日付け54国土国第26号国土庁土地局長通達及び昭和54年3月9日付け54国土国第129号国土庁土地局長通達）に基づき、公共物の工事及び管理を所管する国の機関及び都道府県の部局との密接な連絡調整及び相互協力に努めるものとする。

2 調査図素図等の作成に当たっては、管轄登記所と事前に十分協議するものとする。

(調査図素図の作成) —— 準則第16条

第8条 調査図素図は、現地調査又は図面等調査の作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする。

2 登記所地図の全部又は一部が滅失等の場合における調査図素図の作成については、管轄登記所と協議し、登記簿の記載、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。

3 調査図素図の表示については、「調査図素図表示例」(昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。

(調査図一覧図の作成) —— 準則第17条

第9条 調査図一覧図は、準則第17条に掲げる事項のほか、調査図素図の輪郭、字名、主要な長狭物等を表示するものとする。

2 前条第2項の手続により調査図素図を作成した場合には、その旨調査図一覧図の余白に記載するものとする。

(地籍調査票の作成) —— 準則第18条

第10条 地籍調査票の作成については、「地籍調査票作成要領」(平成14年1月16日付け国土国第432号国土交通省土地・水資源局長通知)に基づいて行うものとする。

(現地調査等の通知) —— 準則第20条

第10条の2 現地調査の通知を行う場合には、図面等調査の実施を希望する旨の申出ができる旨、当該申出を行う場合にはその理由を付すべき旨及び当該申出の期限を併せて通知するものとする。

2 準則第20条第1項又は第3項の通知を行う場合には、当該通知に係る土地の所有者の氏名又は名称、土地の所在及び地番並びに地目を併せて通知するよう努めるものとする。

3 準則第20条第1項又は第3項の通知が到達しなかった場合等における所有者等の探索に当たっては、閉鎖登記簿又は旧土地台帳の調査、住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の謄本の取得による調査、固定資産課税台帳等による調査、親族その他の関係者への照会により行うものとし、これらの調査を行ってもなお所有者等に関する新たな情報が得られなかったときは、近隣住民又は地元精通者等への聞き取り、住民票記載の最終住所地への現地訪問等の調査を行うことは要しない。

4 現地復元性を有する地積測量図その他の筆界を明らかにする客観的な資料が存在し、準則第30条第2項の筆界案をあらかじめ作成することができる場合は、現地調査の通知に併せて、当該筆界案を送付し、確認を求めることができる。この場合において、当該筆界案により所有者等の確認が得られたときは、準則第20条第2項の申出があったものとみなす。

(筆界標示杭) —— 準則第 2 1 条

第 1 1 条 筆界標示杭は、永久的な標識を設置するように努めるものとする。

第 2 節 現地調査等

(私有地以外の土地の調査) —— 準則第 2 3 条及び第 2 3 条の 2

第 1 2 条 私有地以外の土地の地籍調査の実施に当たっては、当該土地の管理機関と事前に十分協議の上で境界を確認するとともに、当該管理機関に対して境界の明確化又は取得用地の登記、用途廃止処分その他必要な措置を講ずるよう協力を依頼するものとする。

2 国有林野の取扱いについては、「国土調査法による地籍調査における国有林野の取扱要領」(昭和 3 3 年 8 月 2 6 日付け経企土第 9 6 号経済企画庁総合開発局長通達)によるものとする。

3 財務省所管普通財産の取扱いについては、「地籍調査に係る財務省所管普通財産の取扱いについて」(昭和 5 7 年 6 月 1 0 日付け 5 7 国土国第 2 7 1 号国土庁土地局長通達)によるものとする。

4 国有畦畔の取扱いについては、「いわゆる二線引畦畔の時効取得確認申請手続への地籍図原図等の活用等について」(昭和 5 4 年 1 2 月 5 日付け 5 4 国土国第 4 3 6 号国土庁土地局長通達)によるものとする。

(図面等調査の実施) —— 準則第 2 3 条の 2

第 1 2 条の 2 図面等調査を行う場合において、必要があるときは、あらかじめ、現地を確認するものとする。

2 準則第 2 3 条の 2 第 1 項第 2 号の方法により図面等調査を行う場合は、所有者等からの質問や意見に回答できるよう、当該図面等調査を行う場所に調査図素図、現地写真その他必要な資料を準備するものとする。

(代位登記の申請) —— 準則第 2 7 条

第 1 3 条 代位登記の申請については、「国土調査法第 3 2 条の 2 の規定による代位登記の申請書の作成要領及び様式」(昭和 3 2 年 1 2 月 2 8 日付け経企土第 1 2 6 号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。

(長狭物の調査) —— 準則第 2 8 条

第 1 4 条 既登記の一筆の土地の一部が長狭物の敷地となっており、これに伴う登記手続がなされていない場合には、現地調査の際、長狭物の敷地となっている部分について地目変更の調査及び分割があったものとしての調査を行うものとする。

2 前項の規定に基づき長狭物の筆界について調査する場合には、その新設、拡張等に関する工事の計画書又は実測図等を資料とし、筆界未定が生じないように努めるものとする。ただし、なお従前の筆界を確認することができない場合には、一部地目変更及び分割があったものとして調査することなく、筆界未定として処理するものとする。

3 既登記の一筆の土地の全部が長狭物の敷地となっている場合及び長狭物の敷地が未登記である場合には、現況により長狭物の両側の境を調査するにとどめ、それらの土

地の筆界の調査は省略することができる。

- 4 前3項の場合における調査図素図等の表示については、別表第3の例示に準じて処理するものとする。

(地目の調査) —— 準則第29条

第15条 地目の調査は、次の各号に定める地目の区分に従って行うものとする。

- 一 田 農耕地で用水を利用して耕作する土地
 - 二 畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
 - 三 宅地 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地
 - 四 塩田 海水を引き入れて塩を採取する土地
 - 五 鉱泉地 鉱泉(温泉を含む。)の湧出口及びその維持に必要な土地
 - 六 池沼 かんがい用水でない水の貯留池
 - 七 山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
 - 八 牧場 家畜を放牧する土地
 - 九 原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地
 - 十 墓地 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地
 - 十一 境内地 境内に属する土地であって、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条第2号及び第3号に掲げる土地(宗教法人の所有に属しないものを含む。)
 - 十二 運河用地 運河法(大正2年法律第16号)第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地
 - 十三 水道用地 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地
 - 十四 用悪水路 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路
 - 十五 ため池 耕地かんがい用の用水貯留池
 - 十六 堤 防水のために築造した堤防
 - 十七 井溝 田畝又は村落の間にある通水路
 - 十八 保安林 森林法(昭和26年法律第249号)に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地
 - 十九 公衆用道路 一般交通の用に供する道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路であるかどうかを問わない。)
 - 二十 公園 公衆の遊樂のために供する土地
 - 二十一 鉄道用地 鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地
 - 二十二 学校用地 校舎、附属施設の敷地及び運動場
 - 二十三 雑種地 以上のいずれにも該当しない土地
- 2 登記簿上の地目が前項各号に掲げる地目の区分と異なる場合は、同項各号のいずれかの地目に変更するものとする。
- 3 地目の調査の詳細については、「地目調査要領」(昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達)に定めるところによるものとする。

(筆界の調査) —— 準則第30条

第15条の2 準則第30条第1項の「その他の資料」には、同項に例示するもののほか、関係行政機関又は土地の所有者等が保有する資料等が含まれるものとする。

- 2 準則第30条第1項の「その他の筆界に関する情報」には、同項に例示するもののほか、地目、土地の面積及び形状並びに工作物、囲障、境界標その他の地物の設置の経緯等が含まれるものとする。
- 3 筆界の調査に当たっては、必要に応じ、調査地域の土地の事情に精通した者の証言も参考にすることができる。
- 4 準則第30条第2項の筆界案を送付する方法によって図面等調査を行う場合の方法は、次に定めるところによる。
 - 一 到達したことの確認が得られる手段によって行うこと
 - 二 筆界案のほか、筆界案の作成のために収集した資料、現地の写真等を添付すること
 - 三 筆界未定とした場合の不利益、筆界案を承認又は不承認する場合の返答の期日及び土地の所有者等が署名又は記名押印した書面により返答すべき旨を通知すること
 - 四 筆界案のみでは筆界の確認ができない場合又は筆界案に異議がある場合であって、現地における立会いを希望するときは、その旨を実施主体に連絡すべき旨申し添えること
- 5 準則第30条第3項の規定に基づき行う公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 土地の所在・地番
 - 二 筆界案を確認することができる場所
 - 三 筆界案を確認することができる者
 - 四 筆界案の作成者
 - 五 公告の日から20日間意見を申し出ることができる旨及び当該期間を経過しても申出がないときは、同項の規定に基づき調査を行う旨
- 6 準則第30条第4項の筆界案の作成に用いる地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料については、原則として、現地復元性を有するものを使用するものとする。
- 7 第5項の規定は、準則第30条第4項の規定に基づき行う公告について準用する。

(確定判決に基づく調査) — 準則第30条の2

第15条の3 準則第30条の2第1項の判決が確定している場合であって、当該判決において筆界の現地における位置を示す基準として用いられている地物等が現地に存在しないなどの事情により、筆界の現地における位置を特定することができないものについては、同項ただし書きの規定を適用するものとする。

(仮地番の設定) — 準則第31～34条及び第36条

第16条 仮地番の設定については、「仮地番の設定及び地番対照表の作成要領」(昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。

(地番の変更) — 準則第36条

第17条 地番の変更を必要とする場合の処理については、「地籍調査において地番変更の処理をした場合における土地所有者の住所変更等の取扱いについて」(昭和53年4

月13日付け53国土国第152号国土庁土地局長通達)によるものとする。

第4章 地籍測量

第1節 総則

(器械及び器材) —— 準則第37条

第18条 地籍測量に用いる器械及び器材は、別表第4に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。

3 前項の点検の要領は、別に地籍整備課長が定めるものとする。

(記録及び成果) —— 準則第37条

第19条 地籍測量における作業の記録及び成果は、別表第5に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

(同等以上の精度を有する基準点) —— 準則第38条

第19条の2 準則第38条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

(基準点の精度) —— 準則第38条

第19条の3 1級基準点は基準点(補助基準点を除く。)と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域以外におけるもの)は1次の地籍図根三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域におけるもの)は1次の地籍図根多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

4 4級基準点は2次の地籍図根多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

第2節 地上法

第1款 総則

(作業の順序) —— 準則第42条

第19条の4 地籍図根多角測量を省略し細部図根測量を実施する場合は、地籍図根三角測量及び細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるものとする。

2 一筆地測量において、地形の状況等により細部放射点を設置する必要がある場合は、放射法による細部図根測量を併行して実施することができるものとする。

(節点等) —— 準則第43条

第20条 基準点測量(補助基準点測量を除く。)により決定された節点を地籍図根三角点とする場合には、事前に国土地理院の意見を求めるものとする。

2 地籍図根三角測量により決定された節点は、1次の地籍図根多角点とすることができるものとする。

(地籍図根点等の密度) —— 準則第44条

第21条 基準点等及び地籍図根点(以下「地籍図根点等」という。)の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

(地籍図根測量の方法) —— 準則第45条

第21条の2 地籍図根測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法(以下「TS法」という。)又はGNSS(GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称)測量機を用いる測量方法(以下「GNSS法」という。)により行うものとする。

第2款 地籍図根三角測量

(多角路線) —— 準則第49条

第22条 地籍図根三角測量における多角網は、地籍図根三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することとする。

2 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、nは新点数とし、[]の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。

3 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は2点とする。

4 TS法による場合の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

5 GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。

6 与点から他の与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線(以下「多角路線」という。)の長さは、以下のとおりとする。

- 一 TS法による場合は、2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあつては3.0キロメートル以下を標準とする。
 - 二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、この限りでない。
- 7 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあつても100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、別表第1に定めるところによるものとする。
 - 8 同一の多角路線に属する新点の数は、8点以下とする。ただし、単路線にあつては9点以下とする。
 - 9 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。
 - 10 前項において、整合を確認した結果、水平位置又は標高の較差が別表第8に定める三次元網平均計算による標準偏差を超過した場合には、地籍図根三角点等の成果の取扱について、国土地理院の意見を求めるものとする。

(縮尺) —— 準則第50条及び第52条

第23条 地籍図根三角点選点図及び地籍図根三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格) —— 準則第51条

- 第24条 地籍図根三角点の標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。
- 2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測量の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真により記録するものとする。
 - 3 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録又はフィルムにより保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算) —— 準則第52条

- 第25条 地籍図根三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。
- 2 前項における観測及び測定の方法は、別表第6に定めるところによるものとする。
 - 3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第7に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。
 - 4 地籍図根三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第8に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。
 - 5 地籍図根三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計

算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第9に定める数値を用いて計算するものとする。

- 6 観測、測定及び計算結果が別表第6から別表第8までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 7 地籍図根三角測量を行った場合は、別表第10に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 8 前項の点検測量における点検の数量は、TS法による場合には新設した地籍図根三角点数の10%以上、GNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上とする。

第3款 地籍図根多角測量

(地籍図根多角点の選定) —— 準則第53条

第26条 地籍図根多角点の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

- 2 地籍図根多角測量により決定された節点は、2次の地籍図根多角点とすることができる。

(多角路線) —— 準則第54条

第27条 地籍図根多角測量における多角網は、地籍図根三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することを原則とする。

- 2 地籍図根多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、与点数のうち地籍図根三角点等を1/2以上含む場合は、与点とした地籍図根多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。
- 3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。
- 4 TS法による場合の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。
- 5 GNSS法による場合の新点は、多角網の与点となる地籍図根三角点等を結ぶ最外周線により構成される区域内に選定するよう努めるものとする。ただし、地形の状況等により外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線の区域外に新点を配置する場合及び単路線を形成する場合は、新点から最も近い与点までの距離を隣接する与点間の距離より短くするよう努めるものとする。
- 6 多角路線の長さは、1.5キロメートル以下を標準とする。ただし、2次の多角路線にあっては、1.0キロメートル以下を標準とするものとする。
- 7 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートル以下はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあっては10メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、別表第1に定めるところによるものとする。
- 8 同一の多角路線に属する新点の数は、1次の多角路線（単路線を含む。以下この項

において同じ。)にあつては50点以下、2次の多角路線にあつては30点以下とする。
なお、GNSS法のみによる場合の新点の数は、別表第1に定めるところによるものとする。

第28条 削除

(縮尺)——準則第56条及び第58条

第29条 地籍図根多角點選点図及び地籍図根多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

(標識の規格)——準則第57条

第30条 地籍図根多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。

- 2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真により記録するものとする。
- 3 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録又はフィルムにより保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算)——準則第58条

第31条 地籍図根多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

- 2 前項における観測及び測定の方法は、別表第11に定めるところによるものとする。
- 3 地籍図根多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第12に定めるところによるものとする。
- 4 地籍図根多角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを原則とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第14に定める数値を用いて計算するものとする。
- 5 当該地籍測量の精度区分が令別表第4に定める乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。
- 6 観測、測定及び計算結果が別表第11から別表第12までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
- 7 地籍図根多角測量を行った場合は、別表第15に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 8 前項の点検測量における点検の数量は、TS法による場合には新設した地籍図根多角点数の5%以上、GNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の5%以上とする。

第4款 細部図根測量

(細部図根測量の方法)——準則第59条

第32条 細部図根測量は、GNS S法又はTS法により行うものとする。

(細部図根点等の密度) —— 準則第61条

第33条 細部図根点等の密度の標準は、別表第16に定めるところによるものとする。

2 細部図根点の選定の結果は、細部図根点選点図に取りまとめるものとする。なお、地籍図根多角点選点図を兼用して取りまとめることを妨げない。

(多角測量法による細部図根測量) —— 準則第63条

第34条 細部多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、与点数のうち地籍図根点等を1/2以上含む場合は、与点とした細部多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。

2 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

3 地籍図根多角測量を省略した場合、TS法による1次の多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。ただし、GNS S法による場合は、この限りでない。

4 多角測量法による細部図根測量の多角路線の長さは、1.0キロメートル以下を標準とする。ただし、閉合路線を形成する路線の長さは、200メートル以下を標準とする。

5 地籍図根多角測量を省略した場合、1次の多角網の同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、20メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害等によりやむを得ない場合にあっては10メートル以上とするよう努めるものとする。

6 同一の多角路線に属する新点の数は、50点以下を標準とする。

7 多角測量法による細部図根測量における観測及び測定の方法は、別表第17に定めるところによるものとする。

8 多角測量法による細部図根測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第18に定めるところによるものとする。

9 細部多角点の座標値及び標高値は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを標準とし、GNS S法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第14に定める数値を用いて計算するものとする。ただし、標高値は地籍図根多角測量を省略した場合における1次の細部多角点において求めるものとする。なお、簡易網平均計算による場合は、方向角の閉合差は測点数、座標値及び標高値の閉合差は路線長に比例して配分するものとする。

10 当該地籍測量の精度区分が令別表第4に定める乙二、乙三の区域においては、標高の計算を省略することができるものとする。

11 観測、測定及び計算結果が別表第17及び別表第18に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

- 1 2 細部図根測量を行った場合は、別表第 1 9 に定めるところにより点検測量を行わなければならない。
- 1 3 前項の点検測量における点検の数量は、新設した細部図根点数の 2 % 以上とする。

(放射法による細部図根測量) —— 準則第 6 4 条

- 第 3 5 条 放射法による細部図根測量は、1 次の細部多角点等を与点として行うことを原則とする。ただし、地籍図根多角測量を省略した場合は、2 次の細部多角点等を与点とすることができる。
- 2 開放路線で設置した節点は、細部放射点とすることができるものとする。
 - 3 放射法による細部図根測量における観測及び測定の方法は、別表第 2 0 に定めるところによるものとする。
 - 4 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する細部多角点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた細部多角点等を基準方向とする。
 - 5 放射法による細部図根測量における与点から細部放射点までの距離は、1 0 0 メートル以下を標準とする。
 - 6 あらかじめ行う与点の点検測量は、T S 法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を、G N S S 法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。
 - 7 前項の点検に当たっては、別表第 1 7 に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第 2 1 に定めるところによるものとする。
 - 8 放射法による細部図根測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第 2 2 に定めるところによるものとする。
 - 9 観測、測定及び計算結果が別表第 2 0 から別表第 2 2 までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。
 - 1 0 一筆地測量と併行して設置した細部放射点については、一筆地測量の計算を実施するまでに点検を行うものとする。
 - 1 1 細部放射点の 1 0 パーセント以上については、他の細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の細部多角点等への取付観測により点検を行い、その座標値の較差が別表第 2 3 の制限内にあれば、最初に求めた位置を採用する。ただし、見通し障害等により他の細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の細部多角点等への取付観測ができない場合には、別表第 1 9 に定めるところにより点検測量を行うものとする。
 - 1 2 開放路線により求めた細部放射点については、別表第 1 9 に定めるところにより全数において点検測量を行わなければならない。

(縮尺) —— 準則第 6 7 条

- 第 3 6 条 細部図根点配置図の縮尺は、1 万分の 1、5 千分の 1、2 千 5 百分の 1 又は千分の 1 とする。

(細部図根点網図) —— 準則第 67 条

第 36 条の 2 細部図根測量の結果を取りまとめる細部図根点配置図は、細部図根点網図と読み替えるものとする。

- 2 多角測量法による細部図根測量の結果は、単位区域ごとに取りまとめることを標準とする。
- 3 細部図根点等の配置が過密な場合等路線の判別が困難な場合には、地籍図根多角点網図と分けて作成することができるものとする。

第 5 款 一筆地測量

(一筆地測量の方法) —— 準則第 70 条

第 37 条 放射法又は多角測量法による一筆地測量は、GNSS 法又は TS 法により行うものとする。ただし、当該地籍測量の精度区分が令別表第 4 に定める乙二又は乙三の区域の一筆地測量においては、デジタル方位距離計を用いる測量方法 (以下「デジタル方位距離計法」という。) により行うことができるものとする。

- 2 単点観測法による一筆地測量は、ネットワーク型 RTK による測量方法 (以下「ネットワーク型 RTK 法」という。) により行うものとする。ただし、当該地籍測量の精度区分が令別表第 4 に定める乙二又は乙三の区域の一筆地測量については、DGPS 測量機を用いる測量方法 (以下「DGPS 法」という。) により行うことができるものとする。

(放射法による一筆地測量) —— 準則第 70 条の 2

第 38 条 簡易網平均計算 (定型網を除く) により求められた路線に属する細部図根点等と与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた細部図根点等を基準方向とする。

- 2 放射法による一筆地測量における与点から筆界点までの距離は、100メートル以下を標準とする。
- 3 放射法による一筆地測量においてあらかじめ行う与点の点検測量は、TS 法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を、GNSS 法による場合は基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。
- 4 前項の点検に当たっては、別表第 24 に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第 25 に定めるところによるものとする。
- 5 放射法等による一筆地測量における観測及び測定の方法は、別表第 24 に定めるところによるものとする。
- 6 放射法等による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第 26 に定めるところによるものとする。
- 7 観測、測定及び計算結果が別表第 24 から別表第 26 までに定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(多角測量法による一筆地測量) —— 準則第 70 条の 3

第39条 多角測量法による一筆地測量の多角路線の長さは、当該地籍測量の精度区分が令別表第4に定める甲一又は甲二の区域にあつては300メートル以下、甲三又は乙一の区域にあつては400メートル以下、乙二又は乙三の区域にあつては500メートル以下を標準とする。ただし、デジタル方位距離計法による場合は多角路線の長さは300メートル以下とし、その測点間の距離は5メートル以上25メートル以下、測点の数は20点以下とする。

- 2 多角測量法による一筆地測量における観測及び測定の方法は、別表第27に定めるところによるものとする。
- 3 多角測量法による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第28に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による筆界点の座標値は、第34条第9項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第27及び別表第28に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(交点計算法による一筆地測量) —— 準則第70条の4

第40条 交点計算法による一筆地測量における計算の単位は、別表第28に定めるところによるものとする。

- 2 観測、測定及び計算結果が別表第28に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による一筆地測量) —— 準則第70条の5

第41条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第29に定めるところによるものとする。

- 2 単点観測法による一筆地測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第30に定めるところによるものとする。
- 3 単点観測法により得られた筆界点と周辺の細部図根点等との整合性を確保するための細部図根点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。なお、整合性を確保するための細部図根点等の密度は、当該地籍測量の精度区分が令別表第四に定める甲一、甲二、甲三又は乙一の区域にあつては1平方キロメートル当たり9点を、乙二又は乙三の区域にあつては1平方キロメートル当たり4点を標準とする。
- 4 ネットワーク型RTK法による整合性の確保は、ネットワーク型RTK法により得られた細部図根点等の座標値と細部図根点等の成果値の比較により行うものとする。
- 5 前項により比較した座標値の較差が、別表第30に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において前項で比較した細部図根点等を与点として座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。
- 6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の筆界点の座標値と与点とした細部図根点等以外の既設点の成果値による計算距離と、筆界点から与点とした細部図

根点等以外の既設点までの距離を単点観測法等の方法により求めた実測距離との比較により行うものとする。なお、点検数は1点以上とする。

7 前項により比較した距離の較差が別表第30に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。

8 DGPS法による観測は、細部図根点等の観測を行いDGPS補正情報の質を確認した後に、筆界点の観測を行うものとする。

9 前項により得られた細部図根点等の座標値と細部図根点等の成果値との較差が別表第30に定める制限を超過した場合は、観測条件を変更し再度観測を行うものとする。

(筆界点の位置の点検) —— 準則第72条

第42条 筆界点の位置の点検は、単位区域の総筆界点(多角測量法による一筆地測量により求めた筆界点を除く。)から2パーセント以上を抽出して行うものとし、放射法による場合は他の細部図根点等からの同一の方法の観測、単点観測法の場合は同一の方法により点検を行うものとする。

2 前項で点検を行った座標値の較差が別表第26又は別表第30に示す制限内にある場合には、最初に求めた位置を採用するものとする。

(原図の作成) —— 準則第74条

第43条 原図は、自動製図機(プリンタ等)を用いて作成するものとする。

2 地籍図の様式を定める省令(昭和61年11月18日総理府令第54号)に定めのない基準点の表示は、次の各号に従い表示するものとする。

一 1級基準点は基準点(補助基準点を除く。)の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

二 2級基準点及び街区三角点は地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

三 3級基準点及び街区多角点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

四 4級基準点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(地籍明細図) —— 準則第75条

第44条 地籍明細図の縮尺は、2千5百分の1、千分の1、500分の1、250分の1、100分の1又は50分の1とする。

2 地籍明細図には、原図に表示すべき事項のほか、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

一 地籍明細図の図郭線及びその座標値

二 地籍明細図の図郭番号

三 地籍明細図の精度及び縮尺の区分

第3節 航測法及び併用法

(標定点及び航測図根点) —— 準則第77条、第80条

第45条 標定点(既設点を含む。)の密度の標準は別表第31に、航測図根点等の密度の標準は別表第1に定めるところによるものとする。

- 2 新設した標定点は地籍図根三角点と、航測図根点は1次の地籍図根多角点と同格とする。
- 3 標定点選点図及び標定点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とし、航測図根点選点図及び航測図根点配置図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。
- 4 航測図根点を選点した場合の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

(標識) —— 準則第77条

第46条 航測図根点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、新設の標定点及び航測図根点の標識の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。

- 2 新設の標定点については、保護石及び表示板等を設置するように努めるものとする。
- 3 第1項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真により記録するものとする。
- 4 前項により記録した標識の写真は、電磁的記録又はフィルムにより保存し管理するよう努めるものとする。

(対空標識) —— 準則第78条

第47条 対空標識の規格の標準は、別表第32に定めるところによるものとし、これを水平に設置するものとする。ただし、周囲の状況その他の事情により、2枚以上の対空標識によって1点の対空標識とし、又は明瞭な自然物を利用することができる。

- 2 対空標識は、撮影時までの保存に支障を起す恐れのある人畜に対する配慮及び地表面の植生の色調等を考慮して設置し、所要の作業が終了するまで確実に保存されるように努めるものとする。
- 3 併用法においては、原則として筆界点に対空標識を設置しないものとする。

(撮影縮尺) —— 準則第79条

第48条 空中写真撮影における撮影縮尺の標準は、別表第33に定めるところによるものとする。

(パスポイント及びタイポイントの選定) —— 準則第81条

第49条 パスポイント及びタイポイントは、空中写真の標定上適切な位置に、かつ、空中写真上で座標を正確に測定できる地点に選定するものとし、努めて対空標識を利用するものとする。

(測定及び調整) —— 準則第81条

- 第50条 空中三角測量の測定の方法は、別表第34に定めるところによるものとする。
- 2 空中三角測量の調整は、多項式法、独立モデル法又はバンドル法により行うものとする。
 - 3 調整計算においては、原則として地球曲率の影響を補正するものとする。

(多項式法) —— 準則第81条

第51条 多項式法による調整は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 コースの長さは、8モデル以内であること。
 - 二 内部標定は、航空カメラの歪曲収差補正を行った上、検査値による指標の座標値及び焦点距離を用い、かつ、4つ以上の指標を用いて空中写真座標を決定すること。
 - 三 相互標定は、パスポイント及び投影中心のほか、原則としてモデルに含まれるすべての標定点を使用すること。
 - 四 接続標定は、パスポイント及び投影中心のほか、原則として隣接するモデルとの共通部分に含まれるすべての標定点を使用すること。
 - 五 調整計算は、すべての標定点及びタイポイントを使用し、水平位置にあつては2次の等角写像変換式に、標高にあつては2次の多項式によること。ただし、5モデル以内の場合には、1次の等角写像変換式又は1次の多項式によることができる。
- 2 各コースの変換式の係数は、同時平均によって決定すること。ただし、水平位置の調整計算及び標高の調整計算は、独立に行うことができる。

(独立モデル法) —— 準則第81条

第52条 独立モデル法による調整の内部標定及び相互標定は、前条第2号及び第3号の規定を準用して行うものとする。

- 2 独立モデル法による調整の調整計算は、すべての標定点、パスポイント、投影中心及びタイポイントを使用するものとし、原則として、水平位置と標高を同時に調整する場合には縮尺を考慮した三次元直交座標変換式、独立に調整する場合には水平位置についてヘルマート変換式、標高について1次多項式によるものとする。
- 3 独立モデル法による調整の各モデルの変換式の係数は、同時平均によって決定するものとする。ただし、水平位置の調整計算と標高の調整計算とは、独立に行うことができる。

(バンドル法) —— 準則第81条

第53条 バンドル法による調整の内部標定は、第49条第2号の規定を準用して行うものとする。

- 2 バンドル法による調整の調整計算は、すべての標定点、パスポイント及びタイポイントを使用するものとし、原則として、写真の傾き及び投影中心の位置を未知数とした射影変換式によるものとする。ただし、系統的誤差に対応したセルフキャリブレーション項を付加することができる。
- 3 バンドル法による調整の各空中写真の変換式の係数は、同時平均によって決定するものとする。

(内部標定等の制限) —— 準則第81条

第54条 前3条の内部標定、相互標定、接続標定及び調整計算における制限は、別表第35に定めるところによるものとする。

(航測図根点の点検) —— 準則第81条

第55条 空中三角測量により求めた航測図根点の概ね2パーセントについては、航測図根点間の辺長点検を行い、当該辺長の較差が別表第12に定める座標の閉合差の値以内であれば、空中三角測量により求めた位置を採用するものとする。

第5章 地積測定

(記録及び成果) —— 準則第85条

第56条 地積測定における作業の記録及び成果は、別表第5に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における地積は、別記計算式により求めるものとする。

(地積測定の方法) —— 準則第85条

第57条 筆界未定地の地積測定は、関係土地を一括して行うものとする。

第6章 地籍図及び地籍簿の作成

(地籍簿案の作成) —— 準則第88条

第58条 地籍簿案の作成については、「地籍簿案の作成要領」(昭和49年8月5日付け49国土国第3号国土庁土地局長通達)に基づいて行うものとする。

(法第17条の規定による手続き等) —— 準則第89条

第59条 法第17条の規定による手続き等については、「国土調査事業事務取扱要領」(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。

2 準則第89条第2項に規定する補正に関する事項については、別に地籍整備課長が定めるものとする。

3 地籍集成図については、必要に応じこれを作成するものとし、これに関する事項については、別に地籍整備課長が定めるものとする。

(複製方法) —— 準則第90条

第60条 地籍図の複製においては、地籍図に変形を与えるような方法を用いてはならない。

附則 (令和2年6月30日国土籍第216号)

(施行期日)

1 この運用基準は、令和2年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年6月30日における第3条第2項の規定の適用については、同項中「不動産・建設経済局」とあるのは、「土地・建設産業局」とする。

○国土交通省令第六十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 一筆地調査</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 現地調査等 (第二十三条―第三十六条)</p> <p>第四章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(登記官に対する協力の求め)</p> <p>第七条の二 地籍調査を行う者は、その行う地籍調査に関し、不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) 第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面 (以下「登記所地図」という。)、筆界特定手続記録 (同法第百四十五条の筆界特定手続記録をいう。以下同じ。)、その他の登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(調査地域の決定の基準)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の調査地域は、不動産登記法第三十五条の地番を付すべき区域 (以下「地番区域」という。) をその区域とする単位区域に区分するものとする。ただし、地番区域が狭少な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができる。</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 一筆地調査</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 現地調査 (第二十三条―第三十六条)</p> <p>第四章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(調査地域の決定の基準)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の調査地域は、不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) 第三十五条の地番を付すべき区域 (以下「地番区域」という。) をその区域とする単位区域に区分するものとする。ただし、地番区域が狭少な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができる。</p>

(調査図素図の作成)

第十六条 調査図素図は、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、登記所地図を複写したものに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

- 一 八 (略)
- 二 三 (略)

(現地調査等の通知)

第二十条 地籍調査を実施する者(法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。)は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地において行う一筆地調査(以下「現地調査」という。)に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)に、実施する地域及び時期並びに調査への立会いをすべき旨を通知するものとする。

2|| 地籍調査を実施する者は、前項の通知を受けた土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、現地以外の場所において現地に関する図面、写真その他資料(第二十三条の二第一項及び第三十条第二項において「図面等」という。)を用いて行う一筆地調査(以下「図面等調査」という。)の実施を希望する旨を申し出た場合において、地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるときは、当該所有者等に、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

(調査図素図の作成)

第十六条 調査図素図は、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、不動産登記法第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面(以下この条において「登記所地図」という。)を透明紙に透き写したもの又は写真複写したものに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

- 一 八 (略)
- 二 三 (略)

(現地調査の通知)

第二十条 地籍調査を実施する者(法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。)は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地において行う一筆地調査(以下「現地調査」という。)に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。

(新設)

3|| 地籍調査を実施する者は、土地の勾配が急であることその他の事情により、現地調査を実施することが適当でないとする場合において、調査図素図、調査図一覽図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、図面等調査に着手する時期を決定し、第一項の通知に代えて、図面等調査を実施する地域内の土地の所有者等に、実施する地域及び時期並びに調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

(筆界標示杭の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査（以下「現地調査等」という。）を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に）、毎筆の土地について、筆界標示杭を設置するものとする。

2 (略)

(削る)

(市町村の境界の調査)

第二十二条 地籍調査を行う者は、現地調査等に着手する前に、当該現地調査等に関する市町村の境界を調査するものとする。

2・3 (略)

第二節 現地調査等

(図面等調査の実施)

(新設)

(標札等の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、土地の所有者等の協力を求め、現地調査に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査時に）、毎筆の土地について、その所有者の氏名又は名称、地番及び地目を記載した標札並びに筆界標示杭を設置するものとする。ただし、土地所有者の求めがあるときは、標札の設置に代えて、標札に記載すべき事項を記載した書面を土地の所有者等に送付することができる。

2 (略)

3|| 後続の作業及び筆界の明確化に資するため、数筆の土地の筆界標示杭のうち周辺の土地の特定に有効なものを筆界基準杭とし、永続性のある標識を設置するものとする。

(市町村の境界の調査)

第二十二条 地籍調査を行う者は、現地調査に着手する前に、当該現地調査に関する市町村の境界を調査するものとする。

2・3 (略)

第二節 現地調査

第二十三條の二 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるい

(新設)

ずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

一 図面等を収集又は作成し、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に送付する方法

二 図面等を収集又は作成し、集会所その他の施設において、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に示す方法

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める方法

2 前項の調査を行うときは、当該調査に係る土地の所有者等に対し、当該調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。

3 前条第三項の規定は、図面等調査を行つた場合について準用する。

(筆界の調査)

第三十條 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類(不動産登記法第二百一十一條第一項の登記簿の附属書類をいう。)、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報(次項において単に「筆界に関する情報」という。)を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの(以下この条において「筆界案」という。)を作成し、これを用いて前項の確認を求めるとする。

3 土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者(以下この項において「所在不明所有者等」という。)がある場合で、かつ、所在が明らかでない他の所有者等による第一項の確認を得て筆界案を作成した場合においては、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から二十日を経過しても当

第三十條 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

(筆界の調査)

2 第二十三條第二項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。

(新設)

該所在不明所有者等から意見の申出がないときは、当該所在不明所有者等による第一項の確認を得ずに調査することができる。

4|| 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が
いづれも明らかでない場合で、かつ、地積測量図（不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第三号の地積測量図をいう。）
その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機
関と協議の上、筆界案を作成した場合には、地籍調査を行う者
が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、
その公告の日から二十日を経過しても当該所有者その他の利害関係人
及びこれらの者の代理人から意見の申出がないときは、当該所有者そ
他の利害関係人及びこれらの者の代理人による第一項の確認を得ず
に調査することができる。

5|| 第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないと
きは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

第三十条の二 筆界について、既に民事訴訟の手續により筆界の確定を
求める訴えに係る判決（訴えを不適法として却下したものを除く。）
が確定しているときは、前条の規定にかかわらず、当該筆界は、当該
判決に基づいて調査するものとする。ただし、当該判決によつてもな
お筆界の現地における位置を特定することができないときは、この限
りでない。

2 筆界について、既に不動産登記法第二百二十三条第二号の筆界特定が
されているときは、前条の規定にかかわらず、当該筆界は、当該筆界
特定に基づいて調査するものとする。ただし、当該筆界特定が、筆界
の現地における位置の範囲を特定するものであるときは、この限りで
ない。

（地番が明らかでない場合等の処理）

3|| 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が
明らかでないため第二十三条第二項の規定による立会いを求めること
ができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在す
る場合においては、前二項の規定にかかわらず、関係行政機関と協議
の上、当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
の確認を得ずに調査することができる。

4|| 土地の所有者等の所在が明らかでない場合であつて第一項及び第二項の
確認が得られないとき又は前項に規定する立会いを求めることができ
ない場合であつて前項の規定に基づき調査することができないときは
、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

（新設）

（地番が明らかでない場合等の処理）

第三十一条 登記されている土地で、地番が明らかでないもの又は地番に誤りがあるものについては、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、これを調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

(分割があつたものとして調査する場合の処理)

第三十二条 第二十四条の規定により甲地の一部について分割があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て甲地及び甲地から分割される部分(以下「分割地」という。)について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、分割地について新たに地籍調査票を作成し、甲地及び当該分割地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

(合併があつたものとして調査する場合の処理)

第三十三条 第二十五条の規定により二筆以上の土地について合併があつたものとして調査する場合は第二十六条の規定により甲地の一部を乙地に一部合併があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て合併により一筆地となるべき土地について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、合併があつたものとして調査されるそれぞれの土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

(滅失した土地等がある場合の処理)

第三十五条 海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記

第三十一条 登記されている土地で、地番が明らかでないもの又は地番に誤りがあるものについては、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、これを調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

(分割があつたものとして調査する場合の処理)

第三十二条 第二十四条の規定により甲地の一部について分割があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て甲地及び甲地から分割される部分(以下「分割地」という。)について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、分割地について新たに地籍調査票を作成し、甲地及び当該分割地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

(合併があつたものとして調査する場合の処理)

第三十三条 第二十五条の規定により二筆以上の土地について合併があつたものとして調査する場合は第二十六条の規定により甲地の一部を乙地に一部合併があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て合併により一筆地となるべき土地について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、合併があつたものとして調査されるそれぞれの土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

(滅失した土地等がある場合の処理)

第三十五条 海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記

<p>載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。</p> <p>2 誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不存在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地番の変更を必要とし又は適當とする場合の処理)</p> <p>第三十六条 登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適當であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>載し、その者に署名押印させるものとする。</p> <p>2 誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不存在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地番の変更を必要とし又は適當とする場合の処理)</p> <p>第三十六条 登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適當であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、この省令による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

○ 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（省令に定めのない方法）——準則第8条</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 国土交通省<u>不動産・建設経済局</u>地籍整備課が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、前項の承認申請に関する資料として当該マニュアルを使用することができるものとする。</p> <p>（精度及び縮尺の区分）——準則第11条</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 縮尺の区分は、<u>国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）第2条第1項第9号に規定する縮尺の範囲内において、調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値に従い原則として次によるものとする。</u></p> <p>250平方メートル未満の場合 250分の1</p> <p>250平方メートル以上千平方メートル未満の場合 500分の1</p> <p>千平方メートル以上4千平方メートル未満の場合 1千分の1</p> <p>4千平方メートル以上2万5千平方メートル未満の場合 2千5百分の1</p> <p>2万5千平方メートル以上の場合 5千分の1</p> <p>（<u>単位区域の概略の調査</u>）——準則第14条</p> <p>第6条の2 <u>単位区域の概略の調査は、原則として、現地において行うものとする。ただし、土地の現況その他の事情により現地において調査を行うことが相当でないと認められ、かつ、その他の方法によって当該単位区域の概略の調査が行うことができるときは、この限りではない。</u></p>	<p>（省令に定めのない方法）——準則第8条</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 国土交通省<u>土地・建設産業局</u>地籍整備課が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、前項の承認申請に関する資料として当該マニュアルを使用することができるものとする。</p> <p>（精度及び縮尺の区分）——準則第11条</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 縮尺の区分は、調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値に従い原則として次によるものとする。</p> <p>250平方メートル未満の場合 250分の1</p> <p>250平方メートル以上千平方メートル未満の場合 500分の1</p> <p>千平方メートル以上4千平方メートル未満の場合 1千分の1</p> <p>4千平方メートル以上2万5千平方メートル未満の場合 2千5百分の1</p> <p>2万5千平方メートル以上の場合 5千分の1</p> <p>（新設）</p>

(調査図素図の作成) —— 準則第16条

第8条 調査図素図は、現地調査又は図面等調査の作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする。

2 登記所地図の全部又は一部が滅失等の場合における調査図素図の作成については、管轄登記所と協議し、登記簿の記載、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。

3 (略)

(現地調査等の通知) —— 準則第20条

第10条の2 現地調査の通知を行う場合には、図面等調査の実施を希望する旨の申出ができる旨、当該申出を行う場合にはその理由を付すべき旨及び当該申出の期限を併せて通知するものとする。

2 準則第20条第1項又は第3項の通知を行う場合には、当該通知に係る土地の所有者の氏名又は名称、土地の所在及び地番並びに地目を併せて通知するよう努めるものとする。

3 準則第20条第1項又は第3項の通知が到達しなかった場合等における所有者等の探索に当たっては、閉鎖登記簿又は旧土地台帳の調査、住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の謄本の取得による調査、固定資産課税台帳等による調査、親族その他の関係者への照会により行うものとし、これらの調査を行ってもなお所有者等に関する新たな情報が得られなかったときは、近隣住民又は地元精通者等への聞き取り、住民票記載の最終住所地への現地訪問等の調査を行うことは要しない。

4 現地復元性を有する地積測量図その他の筆界を明らかにする客観的

(調査図素図の作成) —— 準則第16条

第8条 調査図素図は、現地作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成するものとする。

2 登記所地図の全部又は一部が滅失等の場合における調査図素図の作成については、管轄登記所と協議し、土地登記簿の記載、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。

3 (略)

(現地調査の通知時における筆界案の送付) —— 準則第20条

第10条の2 境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地について、第15条の2第1項第1号又は第2号に掲げる客観的な資料が既に存在する場合は、現地調査の通知において、同資料により作成した筆界案を送付し、筆界の確認を求めることができる。この場合において、現地調査の時期までに筆界案を承認する旨の返答がなされ、かつ、調査に支障がないと認められる場合には、現地調査への立会を要しないこととすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

な資料が存在し、準則第30条第2項の筆界案をあらかじめ作成することができる場合は、現地調査の通知に併せて、当該筆界案を送付し、確認を求めることができる。この場合において、当該筆界案により所有者等の確認が得られたときは、準則第20条第2項の申出があったものとみなす。

(筆界標示杭) —— 準則第21条

第11条 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

第2節 現地調査等

(私有地以外の土地の調査) —— 準則第23条及び第23条の2

第12条 私有地以外の土地の地籍調査の実施に当たっては、当該土地の管理機関と事前に十分協議の上で境界を確認するとともに、当該管理機関に対して境界の明確化又は取得用地の登記、用途廃止処分その他必要な措置を講ずるよう協力を依頼するものとする。

2～4 (略)

(図面等調査の実施) —— 準則第23条の2

第12条の2 図面等調査を行う場合において、必要があるときは、あらかじめ、現地を確認するものとする。

2 準則第23条の2第1項第2号の方法により図面等調査を行う場合は、所有者等からの質問や意見に応答できるよう、当該図面等調査を行う場所に調査図素図、現地写真その他必要な資料を準備するものとする。

(筆界基準杭等) —— 準則第21条

第11条 (略)

2 筆界基準杭の密度の標準は、別表第1に定めるところによるものとする。

3 筆界基準杭の規格は、別表第2に定めるところによるものとする。

4 筆界基準杭は、細部図根点等又は航測図根点等として活用するように努めるものとする。

第2節 現地調査

(私有地以外の土地の調査) —— 準則第23条

第12条 私有地以外の土地の地籍調査の実施に当たっては、当該土地の管理機関と事前に十分協議の上その立会の下に境界を確認するとともに、当該管理機関に対して境界の明確化又は取得用地の登記、用途廃止処分その他必要な措置を講ずるよう協力を依頼するものとする。

2～4 (略)

(新設)

(地目の調査) —— 準則第 29 条

第 15 条 地目の調査は、次の各号に定める地目の区分に従って行うものとする。

一～五 (略)

六 池沼 かんがい用水でない水の貯留池

七 (略)

八 牧場 家畜を放牧する土地

九 原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地

十 墓地 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地

十一 境内地 境内に属する土地であって、宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地 (宗教法人の所有に属しないものを含む。)

十二 運河用地 運河法 (大正 2 年法律第 16 号) 第 1 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地

十三 水道用地 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地

十四 用悪水路 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路

十五 ため池 耕地かんがい用の用水貯留池

十六 (略)

十七 井溝 田畝又は村落の間にある通水路

十八 保安林 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地

十九 公衆用道路 一般交通の用に供する道路 (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) による道路であるかどうかを問わない。)

二十～二十三 (略)

2 登記簿上の地目が前項各号に掲げる地目の区分と異なる場合は、同項各号のいずれかの地目に変更するものとする。

3 (略)

(地目の調査) —— 準則第 29 条

第 15 条 地目の調査は、次の各号に定める地目の区分に従って行うものとする。

一～五 (略)

六 池沼 灌漑用水でない水の貯留池

七 (略)

八 牧場 獣畜を放牧する土地

九 原野 耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地

十 墓地 人の遺骸又は遺骨を埋める土地

十一 境内地 境内に属する土地で、宗教法人法第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地 (宗教法人の所有に属しないものを含む。)

十二 運河用地 運河法第 1 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地

十三 水道用地 もっぱら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、濾水場、唧水場、水道線路に要する土地

十四 用悪水路 灌漑用又は悪水排泄用の水路

十五 ため池 耕地灌漑用の用水貯留池

十六 (略)

十七 井溝 田畝又は、村落の間にある通水路

十八 保安林 森林法に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地

十九 公衆用道路 一般交通の用に供する道路 (道路法によるものと否とを問わない。)

二十～二十三 (略)

(新設)

2 (略)

(筆界の調査) — 準則第30条

第15条の2 準則第30条第1項の「その他の資料」には、同項に例示するもののほか、関係行政機関又は土地の所有者等が保有する資料等が含まれるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

2 準則第30条第1項の「その他の筆界に関する情報」には、同項に例示するもののほか、地目、土地の面積及び形状並びに工作物、囲障、境界標その他の地物の設置の経緯等が含まれるものとする。

3 筆界の調査に当たっては、必要に応じ、調査地域の土地の事情に精通した者の証言も参考にすることができる。

4 準則第30条第2項の筆界案を送付する方法によって図面等調査を行う場合の方法は、次に定めるところによる。

一 到達したことの確認が得られる手段によって行うこと

二 筆界案のほか、筆界案の作成のために収集した資料、現地の写真等を添付すること

三 筆界未定とした場合の不利益、筆界案を承認又は不承認する場合の返答の期日及び土地の所有者等が署名又は記名押印した書面により返答すべき旨を通知すること

(削る)

四 筆界案のみでは筆界の確認ができない場合又は筆界案に異議がある場合であって、現地における立会いを希望するときは、その旨を実施主体に連絡すべき旨申し添えること

5 準則第30条第3項の規定に基づき行う公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 土地の所在・地番

二 筆界案を確認することができる場所

(筆界の調査) — 準則第30条

第15条の2 筆界案は、境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地について、次の各号のいずれかによる客観的な資料を用いて作成することができる。

一 位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図

二 当該筆の位置、形状及び周辺地との関係に矛盾のない既存資料

三 現地精通者の証言

(新設)

(新設)

2 筆界案の確認は、次に定めるところによる。

一 筆界案について送付する場合は、到達したことの確認が得られる手段によって行うこと

二 筆界案のほか、客観的な資料、現地の写真等を添付すること

三 筆界未定に終わった場合の不利益、筆界案を承認又は不承認する場合の返答の期日及び返答は土地の所有者の署名押印をした書面によることを通知すること

四 返答の期日は、遅くとも、国土調査法第17条第1項に規定する閲覧の開始までとすること

五 筆界案に不服があり不承認の場合、現地において立会いを希望するときは、その旨を実施主体に連絡する旨申し添えること

(新設)

三 筆界案を確認することができる者

四 筆界案の作成者

五 公告の日から20日間意見を申し出ることができる旨及び当該期間を経過しても申出がないときは、同項の規定に基づき調査を行う旨

6 準則第30条第4項の筆界案の作成に用いる地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料については、原則として、現地復元性を有するものを使用するものとする。

7 第5項の規定は、準則第30条第4項の規定に基づき行う公告について準用する。

(確定判決に基づく調査) —準則第30条の2

第15条の3 準則第30条の2第1項の判決が確定している場合であって、当該判決において筆界の現地における位置を示す基準として用いられている地物等が現地に存在しないなどの事情により、筆界の現地における位置を特定することができないものについては、同項ただし書きの規定を適用するものとする。

附則 (令和2年6月30日国土籍第216号)

(施行期日)

1 この運用基準は、令和2年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月30日における第3条第2項の規定の適用については、同項中「不動産・建設経済局」とあるのは、「土地・建設産業局」とする。

3 筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合とは、境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地について、第1項第1号又は第2号の資料が存在する場合をいう。

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前												
<p>別記様式〔第3条〕</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国 土 交 通 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 等</p> <p style="text-align: center;">地籍調査の実施に関する承認申請書</p> <p>地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第8条の規定に基づき、下記のとおり同準則に定めのない方法により地籍調査を実施したいので、承認されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 調査地域及び調査面積 2. 調査地域区域図 3. 調査期間 4. 精度及び縮尺の区分 5. 準則に定めのない方法の内容 6. 理由</p> <p>別表第1 点配置密度の標準（1km²当たり点数）〔第21条、第22条、第26条、第27条及び第45条〕</p> <p>(1) (略) (2) (略) (削る)</p>	<p>別記様式〔第3条〕</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国 土 交 通 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 等</p> <p style="text-align: center;">地籍調査の実施に関する承認申請書</p> <p>地籍調査作業規程準則第8条の規定に基づき、下記のとおり同準則に定めのない方法により地籍調査を実施したいので、承認されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 調査地域及び調査面積 2. 調査地域区域図 3. 調査期間 4. 精度及び縮尺の区分 5. 準則に定めのない方法の内容 6. 理由</p> <p>別表第1 点配置密度の標準（1km²当たり点数）〔<u>第11条</u>、第21条、第22条、第26条、第27条及び第45条〕</p> <p>(1) (略) (2) (略) <u>(3) 筆界基準杭</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>縮尺区分</td> <td><u>1/250</u></td> <td><u>1/500</u></td> <td><u>1/1000</u></td> <td><u>1/2500</u></td> <td><u>1/5000</u></td> </tr> <tr> <td><u>1 km²当たり点数</u></td> <td><u>366～548点</u></td> <td><u>137～274点</u></td> <td><u>91～137</u></td> <td><u>14～22</u></td> <td><u>4～5</u></td> </tr> </table>	縮尺区分	<u>1/250</u>	<u>1/500</u>	<u>1/1000</u>	<u>1/2500</u>	<u>1/5000</u>	<u>1 km²当たり点数</u>	<u>366～548点</u>	<u>137～274点</u>	<u>91～137</u>	<u>14～22</u>	<u>4～5</u>
縮尺区分	<u>1/250</u>	<u>1/500</u>	<u>1/1000</u>	<u>1/2500</u>	<u>1/5000</u>								
<u>1 km²当たり点数</u>	<u>366～548点</u>	<u>137～274点</u>	<u>91～137</u>	<u>14～22</u>	<u>4～5</u>								

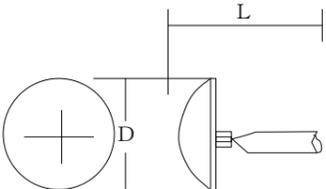
別表第2 標識の規格〔第24条、第30条及び第46条〕

- (1) (略)
 (2) 地籍図根多角点及び航測図根点

区 分	説 明
寸法及び形状	10cm×10cm×60cm角柱又はこれと同等以上のものとする。ただし、果樹園等の急傾斜地区及び山林部等においては、4.5cm×4.5cm×45cm角柱又はこれと同等以上のものとする。 なお、「地籍図根多角点」「航測図根点」を識別できるよう努めるものとする。
(略)	(略)

備考 (略)
 (削る)

- (3) 標識の規格の特例

区 分	地籍図根三角点及び 標定点	地籍図根多角点及び航測図 根点	凡 例
金属標の寸法及び 形状D×L	φ75×90mm以上	φ50×70mm以上	
材 質	真鍮又はこれと同等以上の合金（J I S規格のものを標準とする。）		
中心標示の方法	直径3mm以下		

備考 1. (略)
 2. (略)
 3. 道路等において、標識（地籍図根多角点及び航測図根点）の設置により構造物の保全や環境等に影響を与える場合には、φ30×40mmの金属標を使用することができるものとする。
 (削る)

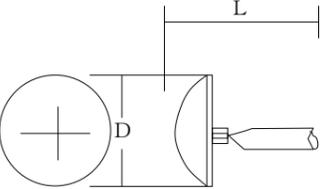
別表第2 標識の規格〔第11条、第24条、第30条及び第46条〕

- (1) (略)
 (2) 地籍図根多角点、航測図根点及び筆界基準杭

区 分	説 明
寸法及び形状	10cm×10cm×60cm角柱又はこれと同等以上のものとする。ただし、果樹園等の急傾斜地区及び山林部等においては、4.5cm×4.5cm×45cm角柱又はこれと同等以上のものとする。 なお、「地籍図根多角点」「航測図根点」「 <u>筆界基準杭</u> 」を識別できるよう努めるものとする。
(略)	(略)

備考 1. (略)
 2. 宅地等において堅固な境界標識が既に設置されている場合には、筆界基準杭の設置を省略することができる。

- (3) 標識の規格の特例

区 分	地籍図根三角点及び 標定点	地籍図根多角点、航測図根 点及び筆界基準杭	凡 例
金属標の寸法及び 形状D×L	φ75×90mm以上	φ50×70mm以上	
材 質	真鍮又はこれと同等以上の合金（J I S規格のものを標準とする。）		
中心標示の方法	直径3mm以下		

備考 1. (略)
 2. (略)
 3. 道路等において、標識（地籍図根多角点、航測図根点及び筆界基準杭）の設置により構造物の保全や環境等に影響を与える場合には、φ30×40mmの金属標を使用することができるものとする。
 4. 宅地等コンクリートブロック等構造物のある場所に筆界基準杭を設置する場合で、コンクリート杭や金属標の設置が困難な場合には、境界プレート（アルミ3～5センチ角・足付等）を使用することができるものとする。

○国土交通省令第六十二号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年六月三十日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍調査作業規程準則（昭和三十三年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 一筆地調査	第三章 一筆地調査
第一節（略）	第一節（略）
第二節 現地調査等（第二十三条―第三十六条）	第二節 現地調査（第二十三条―第三十六条）
第四章 第六節（略）	第四章 第六節（略）
附則	附則
（登記官に対する協力の求め）	（新設）
第七条の二 地籍調査を行う者は、その行う地籍調査に関し、不動産登記法（平成十六年法律第二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面（以下「登記所地図」という。）、筆界特定手続記録（同法第四十五条の筆界特定手続記録をいう。以下同じ。）その他の登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができる。 （調査地域の決定の基準）	第十条（略） （調査地域の決定の基準）
第十条（略）	第十条（略）
2（略）	2（略）
3 前二項の調査地域は、不動産登記法第三十五条の地番を付すべき区域（以下「地番区域」という。）をその区域とする単位区域に区分するものとする。ただし、地番区域	3 前二項の調査地域は、不動産登記法（平成十六年法律第二十三号）第三十五条の地番を付すべき区域（以下「地番区域」という。）をその区域とする単位区域に区分す

が狭少な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができる。

（調査図素図の作成）

第十六条 調査図素図は、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、登記所地図を複写したものに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

一 八（略）

2・3（略）

（現地調査等の通知）

第二十条 地籍調査を実施する者（法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。）は、調査図素図、調査図一覽図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地において行う一筆地調査（以下「現地調査」という。）に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）に、実施する地域及び時期並びに調査への立会いをすべき旨を通知するものとする。

るものとする。ただし、地番区域が狭少な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができる。

（調査図素図の作成）

第十六条 調査図素図は、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、不動産登記法第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面（以下この条において「登記所地図」という。）を透明紙に透き写したものを又は写真複写したものに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

一 八（略）

2・3（略）

（現地調査の通知）

第二十条 地籍調査を実施する者（法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。）は、調査図素図、調査図一覽図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地において行う一筆地調査（以下「現地調査」という。）に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。
（新設）

2 地籍調査を実施する者は、前項の通知を受けた土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、現地以外の場所において現地に関する図面、写真その他資料（第二十三条の二第一項及び第三十条第二項において「図面等」という。）を用いて行う一筆地調査（以下「図面等調査」という。）の実施を希望する旨を申し出た場合において、地籍調査を効率的に実施

するため必要があると認めるときは、当該所有者等に、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

3 地籍調査を実施する者は、土地の勾配が急であることその他の事情により、現地調査を実施することが適当でないと認める場合において、調査図素図、調査図一覽図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、図面等調査に着手する時期を決定し、第一項の通知に代えて、図面等調査を実施する地域内の土地の所有者等に、実施する地域及び時期並びに調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。

(筆界標示杭の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査(以下「現地調査等」という。)を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに(やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に)、毎筆の土地について、筆界標示杭を設置するものとする。

2 (略)

3 (削る)

(市町村の境界の調査)

第二十二條 地籍調査を行う者は、現地調査等に着手する前に、当該現地調査等に関する市町村の境界を調査するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(標札等の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、土地の所有者等の協力を求め、現地調査に着手する日までに(やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査時に)、毎筆の土地について、その所有者の氏名又は名称、地番及び地目を記載した標札並びに筆界標示杭を設置するものとする。ただし、土地所有者の求めがあるときは、標札の設置に代えて、標札に記載すべき事項を記載した書面を土地の所有者等に送付することができる。

3 2 (略)

後続の作業及び筆界の明確化に資するため、数筆の土地の筆界標示杭のうち周辺の土地の特定に有効なものを筆界基準杭とし、永続性のある標識を設置するものとする。

(市町村の境界の調査)

第二十二條 地籍調査を行う者は、現地調査に着手する前に、当該現地調査に関する市町村の境界を調査するものとする。

2・3 (略)

第二節 現地調査等

(図面等調査の実施)

第二十三條の二 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。

- 一 図面等を収集又は作成し、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に送付する方法
- 二 図面等を収集又は作成し、集会所その他の施設において、当該図面等を当該調査に係る土地の所有者等に示す方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通大臣が定める方法

2 前項の調査を行うときは、当該調査に係る土地の所有者等に対し、当該調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。

3 前条第三項の規定は、図面等調査を行った場合について準用する。

(筆界の調査)

第三十條 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類(不動産登記法第二百一十一條第一項の登記簿の附属書類をいう。)、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報(次項において単に「筆界に関する情報」という。)を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの(以下この条において「筆界案」という。)を作成し、これを用いて前項の確認を求めるものとする。

3 土地の所有者等のうち所在が明らかでない者(以下この項において「所在不明所有者等」という。)がある場合で、かつ、所

第二節 現地調査

(新設)

(筆界の調査)

第三十條 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 第二十三條第二項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。

(新設)

在が明らかな他の所有者等による第一項の確認を得て筆界案を作成した場合においては、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から二十日を経過しても当該所在不明所有者等から意見の申出がないときは、当該所在不明所有者等による第一項の確認を得ずに調査することができ

4 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいづれも明らかでない場合で、かつ、地積測量図（不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第三号の地積測量図をいう。）その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機関と協議の上、筆界案を作成した場合においては、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により、当該筆界案を作成した旨を公告し、その公告の日から二十日を経過しても当該所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人から意見の申出がないときは、当該所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人による第一項の確認を得ずに調査することができる。

5 第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

第三十条の二 筆界について、既に民事訴訟の手續により筆界の確定を求める訴えに係る判決（訴えを不適法として却下したものを除く。）が確定しているときは、前条の規定にかかわらず、当該筆界は、当該判決に基づいて調査するものとする。ただし、当該判決によつてもなお筆界の現地における位置を特定することができないときは、この限りでない。

3 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため第二十三条第二項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場

4 土地の所有者等の所在が明らかな場合であつて第一項及び第二項の確認が得られないとき又は前項に規定する立会いを求めることができない場合であつて前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

2 筆界について、既に不動産登記法第二百一十三条第二号の筆界特定がされているときは、前条の規定にかかわらず、当該筆界は、当該筆界特定に基づいて調査するものとする。ただし、当該筆界特定が、筆界の現地における位置の範囲を特定するものであるときは、この限りでない。

第三十一条 登記されていない土地で、地番が明らかでないもの又は地番に誤りがあるものについては、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、これを調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

（分割があつたものとして調査する場合の処理）

第三十二条 第二十四条の規定により甲地の一部について分割があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て甲地及び甲地から分割される部分（以下「分割地」という。）について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、分割地について新たに地籍調査票を作成し、甲地及び当該分割地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

（合併があつたものとして調査する場合の処理）

第三十三条 第二十五条の規定により二筆以上の土地について合併があつたものとして調査する場合は第二十六条の規定により甲地の一部を乙地に一部合併があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て合併により一筆地となるべき土地について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、合併があつたものとして調査されるそれぞれの土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるものとする。

（地番が明らかでない場合等の処理）

第三十一条 登記されている土地で、地番が明らかでないもの又は地番に誤りがあるものについては、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、これを調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

（分割があつたものとして調査する場合の処理）

第三十二条 第二十四条の規定により甲地の一部について分割があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て甲地及び甲地から分割される部分（以下「分割地」という。）について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、分割地について新たに地籍調査票を作成し、甲地及び当該分割地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

（合併があつたものとして調査する場合の処理）

第三十三条 第二十五条の規定により二筆以上の土地について合併があつたものとして調査する場合は第二十六条の規定により甲地の一部を乙地に一部合併があつたものとして調査する場合には、当該土地の所有者の同意を得て合併により一筆地となるべき土地について仮地番を定め、調査図素図に記録するものとする。この場合においては、合併があつたものとして調査されるそれぞれの土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名押印させるものとする。

第三十五条 海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

2 誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

3・4 (略)

第三十六条 登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適当であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

2 (略)

一〜三 (略)

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあつた作業規程については、この省令による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあつたものとみなす。

第三十五条 海没等により滅失した土地について、所有者が滅失があつたものとして調査することを承認した場合には、その滅失の時期及び事由を調査して調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票にその時期及び事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

2 誤つて登記されている土地について、所有者が当該土地を存在しないものとして調査することを承認した場合には、その不在の事由を調査して当該土地の地籍調査票にその事由並びに当該承認があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

3・4 (略)

第三十六条 登記されている土地について、地番区域の変更に伴い地番の変更を必要とする場合又は地番が次の各号の一に掲げる場合に該当するためこれを変更することが適当であると認める場合には、当該土地の所有者の同意を得て仮地番を定め、調査図素図に記録するとともに、当該土地の地籍調査票に、当該同意があつた旨及びその年月日を記載し、その者に署名又は記名押印を求めるとする。

2 (略)

一〜三 (略)

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五十五条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年六月三十日
防衛大臣 河野 太郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(自衛官の営舎内居住義務)

第五十一条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（次条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の指定する集团的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

改正前

(陸上自衛官及び航空自衛官の営舎内居住義務)

第五十一条 陸曹長又は空曹長以下の自衛官は、防衛大臣の指定する集团的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

第五十二条 船舶（防衛大臣の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた陸上自衛官及び海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。

第五十二条 船舶（防衛大臣の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。

〔削る。〕
2 前項以外の海上自衛官で海曹長以下の者は、営舎内に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

(幹部自衛官等の営舎外居住)

第五十三条 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。

(幹部自衛官等の営舎外居住)

第五十三条 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。